

長崎県立高等学校新修学支援金補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の定めるところにより、長崎県立高等学校新修学支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、長崎県立高等学校に在学し、別表1のアもしくはイに該当する者であって補助金の受給資格について長崎県教育委員会から認定を受けた者（以下、「受給権者」という。）とする。

(補助の対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）を対象とする。

2 高等学校新修学支援金（以下、「新修学支援金」という。）は、支給対象者がその初日において高等学校に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、高等学校の授業料等の月額に相当する額（その額が別表2の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

3 当該年度の4月に入学を許可された生徒における、当該月における在学については、補助金の支給に関する限りにおいて、4月1日に在学しているものとみなす。

(受給資格の認定)

第4条 補助金の申請にあたっては、補助金の支給を受けようとする生徒が、高校生等・新修学支援金受給資格認定申請書（様式第1号）により在学する高等学校の長（以下「校長」という。）を経由して別に定める日までに長崎県教育委員会に提出しなければならない。なお、既に認定を受けている者で、引き続き認定を受けようとする者は高校生等・新修学支援金収入状況届出書（様式第1号）により校長を経由して別に定める日までに長崎県教育委員会に提出しなければならない。

2 長崎県教育委員会は、前項の規定による認定申請書もしくは収入状況届出書の提出があったときは、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定したうえ、当該校長に通知するものとする。

3 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式第2号又は様式第3号により生徒に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第5条 校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、書面により長崎県教育委員会に報告しなければならない。

2 長崎県教育委員会は、前項の規定による資格消滅の報告があったときは、審査の上その結果を当該校長に通知するものとする。

- 3 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を当該生徒に通知しなければならない。

(新修学支援金の代理受領)

第6条 県は、受給権者の同意を得たうえで、当該受給権者に支給すべき補助金を当該生徒の授業料等に係る債権の弁済に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、補助金の支給があったものとする。

(新修学支援金の支給の一時差止め)

第7条 長崎県教育委員会は、受給権者が正当な理由がなく第4条第1項の規定による収入状況届出書(様式第1号)の届け出をしないとき(令和8年4月1日に高等学校等に在籍している在校生を除く。)は、新修学支援金の支給を一時差止める。

- 2 長崎県教育委員会は、前項の規定による一時差止めを行ったときは、校長に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を当該受給権者に通知しなければならない。

(新修学支援金の支給の停止)

第8条 新修学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合において、受給権者が校長を通じて長崎県教育委員会に申し出たときは、その支給を停止する。

- 2 長崎県教育委員会は、前項の規定による申し出があったときは、審査の上その結果を当該校長に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を当該受給権者に通知しなければならない。

(新修学支援金の支給の再開)

第9条 受給権者が支給対象高等学校等へ復学した場合において、受給権者が校長を通じて長崎県教育委員会に申し出たときは、その支給を再開する。

- 2 長崎県教育委員会は、前項の規定による申し出があったときは、審査の上その結果を当該校長に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を当該受給権者に通知しなければならない。

(補助金の申請)

第10条 交付要綱第3条に定める「別に定める期日」は、別に通知するものとする。

- 2 補助金の申請及び実績報告は、知事に対し、受給権者に代わって、校長が行うこととする。

(申請書に添付すべき書類)

第11条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、長崎県立高等学校新修学支援金補助金交付申請額内訳書(様式第4号)とする。

(交付決定)

第12条 校長は、県から交付決定通知書を受領した後、受給権者に対して、長崎県立高等学校新修学支援金支給決定(支給予定)通知書(様式第5号)により通知する。

(変更申請)

第 13 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する変更承認の申請は、長崎県立高等学校新修学支援金補助金変更承認申請書（様式第 6 号）により行うものとし、添付すべき書類は、長崎県立高等学校新修学支援金補助金変更交付申請額内訳書（様式第 7 号）とする。

(変更交付決定)

第 14 条 校長は、県から変更交付決定通知書を受領した後、新修学支援金の支給額が変更となった受給権者に対して、高等学校新修学支援金変更支給決定（支給予定）通知書（様式第 8 号）により通知する。

(実績報告)

第 15 条 交付要綱第 6 条第 1 項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、長崎県立高等学校新修学支援金補助金実績報告額内訳書（様式第 9 号）とする。

(確定通知)

第 16 条 校長は、県から新修学支援金補助金確定通知書を受領した後、受給権者に対して、長崎県立高等学校新修学支援金支給実績通知書（様式第 10 号）により通知する。

(補助金の交付)

第 17 条 規則第 16 条の規定により交付請求書に添付する書類は省略するものとする。

2 補助金は、必要と認められる場合は概算払により交付することができる。このとき交付請求書に添付する書類は長崎県立高等学校新修学支援金補助金交付請求内訳書（様式第 11 号）とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 6 条の規定に基づき校長が補助金を代理受領する場合は、公金振替通知書をもって交付請求書に代えることができる。

(その他)

第 18 条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用)

この実施要綱は、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

ア	一 日本国内に住所を有するもの 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。（以下「高等学校等」という。））を卒業又は修了していない者 三 高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者 四 令和 8 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者 五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号。以下「令和 8 年改正法」という。）の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する者（法第 3 条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。） ※三における期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を 1 月（その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等（高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 2 条第 2 項で定めるものに限る。）をいう。）であった月にあっては、1 月の 3/4 に相当する月数）として計算する。（次項において同じ。）
イ	一 日本国内に住所を有する者 二 法第 2 条に規定する高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者 三 高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者 四 令和 8 年改正法附則第 2 条第 2 項若しくは令和 8 年改正省令附則第 2 項に該当する者のうち、その保護者等の収入の状況に照らして、当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者、又はそれに相当するものと認められる者

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

	公立	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	—
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,620 円 /単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 通信制	—	100 円 /単位 ※通算 74、年間 30 単位まで